

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.4

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 株式会社 整理回収機構  
代表取締役 本田 守弘

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

【報告義務発生日】 令和5年9月29日

【提出日】 令和5年10月3日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】

- ・担保契約等重要な契約を決済したこと。
- ・株券等保有割合が1%以上減少したこと。

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 高知銀行
証券コード	8416
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社 整理回収機構
住所又は本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成8年7月26日
代表者氏名	本田 守弘
代表者役職	代表取締役
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．破綻金融機関等および健全金融機関等からの貸付債権等の買取り並びにその管理・回収</li> <li>2．金融機関の特定回収困難債権の買取り並びにその管理・回収及び処分</li> <li>3．被管理金融機関の業務の引継ぎ及びその暫定的な維持継続</li> <li>4．金融機関等の資本増強等に関する業務</li> <li>5．債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業務</li> <li>6．金融機関等の破綻原因に関与した経営者・銀行等の民事・刑事上の責任追及</li> <li>7．信託業務</li> </ol>

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号 株式会社 整理回収機構 業務企画部 大伏 薫
電話番号	03-3213-7104

## (2) 【保有目的】

該当なし

## (3) 【重要提案行為等】

該当なし

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 0	-	H
新株予約権付社債券（株）	B 0	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 0	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和5年9月29日現在）	V	18,424,800
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		40.71

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和5年9月29日	優先株式	7,500,000	40.71	市場外	処分	株式会社高知銀行	2,305.04

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和5年9月20日、提出者が保有している本優先株式を発行会社である株式会社高知銀行に売却する旨の譲渡契約を締結し、令和5年9月29日、契約のとおり決済しております。

譲渡株式数 7,500,000株 決済日 令和5年9月29日

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	0

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 2 【提出者(大量保有者)/2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(認可法人)
氏名又は名称	預金保険機構
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目9番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和46年7月1日
代表者氏名	三井 秀範
代表者役職	理事長
事業内容	1．保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権の買取りに関する業務 2．金融整理管財人（含む管財人代理）、承継銀行の経営管理、金融危機への対応のための業務 3．立入検査、金融機関の株式等の引受（資本増強）に関する業務 4．整理回収機構への指導及び助言並びに債務者の財産調査、経営者等の責任追及に関する業務 5．振込詐欺被害者の救済手続に係る業務 6．休眠預金等に係る管理業務 7．口座登録法及び口座管理法に係る業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町1丁目9番2号 預金保険機構 金融再生部 企画管理課 豊田 祐一
電話番号	03-6262-6786

(2) 【保有目的】

<p>1．特別公的管理銀行であった株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）の発行株式をニュー・LTCBパートナーズ・CVに譲渡し、同行の特別公的管理を終了したが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取り、その後、発行会社の経営統合により、本株式となっているもの。</p> <p>2．特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）の発行株式をソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及びその他の金融機関等に譲渡し、同行の特別公的管理を終了したが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取り、その後、発行会社の経営統合により、本株式となっているもの。</p>
--

(3) 【重要提案行為等】

該当なし
------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	348,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 0	-	H
新株予約権付社債券（株）	B 0	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	348,400	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		348,400
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和5年9月29日現在）	V	18,424,800
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		1.89
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		1.89

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外 取引の別	取得又は 処分の別	譲渡の相手方	単価

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	0
借入金額計（X）（千円）	2,262,344
その他金額計（Y）（千円）	0
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,262,344

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
	その他			1	2,262,344

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

--	--	--

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社 整理回収機構
- (2) 預金保険機構

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	348,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 348,400	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		348,400
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和5年9月29日現在）	V	18,424,800
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		1.89
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		42.60

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
株式会社 整理回収機構	0	0
預金保険機構	348,400	1.89
合計	348,400	1.89